

行政経営プラン推進委員会議事録

日 時：平成26年8月21日（木）午前9時から正午まで

場 所：市役所7階 第3委員会室

出席委員：全委員

欠席委員：なし

1 あいさつ

委員長：会議の場で申し上げられなかった事項があったら、行政課へ提出していただきたい。

岩田委員の自己紹介

2 議事について

(1) 行政経営プラン行動計画について

①議会事務局

議会事務局職員から資料に基づき説明があった。

3 3. 市議会における市民への情報発信

委 員：市議会だよりは縦書きと横書きが混在していて、報告書としては読みづらいと思うが、市民から意見はないか。

議会事務局：議会だよりを作成する上では、議会広報特別委員会の委員が、秘書課広報広聴グループの意見を聞くとともに紙面作りの勉強会にも参加し、見やすい広報づくりを心掛けている。岩倉市の広報が縦書きであるため、それにならって縦書きを基本とし、付表などについては見やすいよう適宜横書きにしている。今のところ市民からの意見はない。

6 1. 傍聴環境の向上

委 員：議会改革度ランキングで上位であることから、全国から岩倉市議会への関心は高いはずだが、傍聴人は減少している。

議会事務局：ランキングでの順位が高いのは、傍聴の自由化という市レベルでは先進的な取り組みや、議会報告会を行っていることが評価されているからだと考えている。傍聴人に直接つながるような取り組みで評価されているのではないと考えている。

委員長：傍聴席から撮影を行えるのは珍しい。他の自治体に比べて色々なことに取り組んでいるが、まだ傍聴人の人数には反映されていない。

委員長：議会傍聴の際、議員の持っている資料と同じものがもらえるか。委員会も同

様か。

議会事務局：閲覧はできる。委員会についても資料の提供に努めることにしている。

委員：傍聴の際の記名手続きを無くすことについて、身元確認を行わないことによるセキュリティ上の問題はないか。

議会事務局：もともと詳細な確認は行っておらず、記入された名前が本名かどうかも分からないのだから、そんな無意味なことはやめようというのが議論の発端である。

委員長：議長権限で、傍聴者に退場を求めることは可能である。

委員：傍聴席から撮影された写真や動画がインターネットに流されるおそれがあるが大丈夫か。

議会事務局：議論されたが、問題ないと考える。議会や委員会をリアルタイムで動画配信している自治体もある。岩倉市も議会の本会議については、録画ではあるが動画配信を行っているため、市民が撮影した動画をインターネットに流すのは問題ない。ただし、一般市民を映すと肖像権等の問題が生じるため、注意が必要となる。

委員：悪意を持って恣意的に編集された動画がインターネットに流されるおそれがあると思うが、この点についてはどう考えるか。

議会事務局：自治基本条例を作った際に、岩倉市を攻撃するような動画がインターネットに流れていたのを見たことがある。事件になれば当然警察が動いて対応にあたると考えている。

委員：開かれた議会という意味では、非常に評価したい。

②商工農政課

商工農政課職員から資料に基づき説明があった。

26. 五条川沿いの桜並木の保全・再生

委員長：「ひこばえ」と「どうぶき」の違いは何か。

商工農政課：「ひこばえ」は根に近い部分から生えてくるものであり、「どうぶき」は幹から細い枝が出てくるものである。「ひこばえ」は残し、「どうぶき」は切るようにしている。

委員：募金は市の事業か。桜並木保存会の事業であるなら、そのように記述する必要があるのではないか。

商工農政課：保存会の事業である。保存会が行っていることが分かるような記述への修正を検討する。

委員長：募金総額はどのくらいか。それは保存会の経費のどのくらいに相当するのか。

商工農政課：募金総額は年間約21万円。保存会の経費の約半分に対応する。

委員：五条川の法面ではない反対側に桜を植えることはできないのか。

商工農政課：可能だが、ほとんど民間の土地なので難しい。

委員：駅から五条川までの導線を考えた方がよい。また、桜の咲く時期をコントロールすることはできるか。

商工農政課：桜の種類を変えれば可能である。

委員：桜まつりでは屋台が出るが、火災等のリスク管理はしっかりと行ったほうがよい。

商工農政課：桜まつりは4月だが、年明けから打合せを重ねている。また、火災予防条例の改正により、屋台には消火器の設置が必須となった。不特定多数の人が来場するイベントで火を扱う屋台が出るときは、イベント当日の朝に、消防署が消火器の設置の有無等の検査をして回っている。

委員：安全対策については、やってやりすぎることはない。現状しっかり行っているということであれば、今後も継続して行ってほしい。

3 4. 人口増加策と新たな企業の誘致による市税収入の増 関連質疑なし

6 6. 岩倉市食育推進計画の推進

委員：数字の出し方が非常に細かい。具体的な数値目標を設定しているのであれば話は別だが、もう少しまとめてもいいように思う。

商工農政課：明確な数値目標の設定については申し合わせていこうと思う。

委員：食育の基本は、親が作ったものを子どもに食べさせることだと思う。「ちっちゃイ菜」のような名産品があるのなら、これを使った家庭用レシピを公開するなどしてアピールしてはどうか。

商工農政課：現在、コーチンや「ちっちゃイ菜」を使ったレシピを作って商工農政課で配布したり、これらの名産品を使った料理教室を開催したりしている。PR 不足な面はあるため、もっと PR に力を入れていきたい。

③上下水道課

上下水道課職員から資料に基づき説明があった。

7. 水道施設の耐震化

委員：岩倉団地の水道はどのようになっているか。

上下水道課：以前は住宅都市整備公団の管理だったが、現在はすべて市の管理に代わっている。

委員：岩倉団地の水道料金は高いと聞いたことがある。

上下水道課：使用する水量によって請求金額は当然変わってくるが、水道料金は岩倉市内で一律である。岩倉団地だけ高いということはない。

委員：市の管理に切り替わる際、説明や案内は行ったか。

上下水道課：説明は行っている。今後も料金について問い合わせがあれば、説明や回答をしていく。

4 2. 水道料金の収納率の向上

委員：収納率の目標は、なぜ100%でないのか。

上下水道課：まずは5年間で収納率を毎年0.05%ずつ上げていこうということで目標値を出したが、やはり最終的な目標は100%であるので、表記の仕方を検討する。

委員：収納目標率を達成できなかった場合の徴収委託業者へのペナルティはあるか。

上下水道課：契約上のペナルティはないが、成功報酬が支払われないということはある。

委員：収納目標率未達成の場合にペナルティを課するような契約を結ばないと意味がないような気がする。

委員長：電話催告や夜間訪問徴収も業者に委託しているのか。

上下水道課：そのとおりだが、丸投げしているわけではなく、毎月業者と打合せを行っている。また、相手が生活保護受給者である場合には、介護福祉課とも連携して対応にあたっている。

委員：水道はライフラインの中でも重要だと思うが、いきなり給水を停止するのか。

上下水道課：支払いを2期滞納すると給水停止の対象者となる。対象者の中には生活保護受給者を含め生活困窮者もいるため、分割での支払いに応じたり、支払えるまで待つ等の対応を行っている。給水停止は、よほど悪質な場合でないで行わない。

委員：徴収を業者に委託することの費用対効果はどうか。

上下水道課：平成20年度から民間委託を開始したが、収納率の平均は委託前が97%台であるのに対し、委託後は98%半ばと向上している。委託料（検針、集金、開栓、停止等すべてを含む。）は4年間の契約で1億円である。平成19年度と平成25年度を比較すると、水道料金による収入だけでいえば減っているが、これは給水人口の減少や節水意識の向上によるものである。

委員：収納率の向上にどのくらい費用がかかり、どのくらいの効果があがったのかを数値データで示してほしい。

委員：水道料金の徴収を民間委託に切り替えて効果があったと説明するならば、施策の検証を行ってどのような効果があったのか明確なデータを用意して説明に使うべきである。

上下水道課：いただいた意見をもとに、今後対応していく。

4 3. 下水道の使用料の収納率向上

関連質疑なし

5 3. 公共下水道への接続推進

関連質疑なし

④環境保全課

環境保全課職員から資料に基づき説明があった。

1 5. 環境基本計画の策定・推進

委員：太陽光発電システムの設置に補助金を出しているが、この発電システムについて検証は行ったのか。

環境保全課：今年度実施する。発電システムを設置した家に対して、アンケート方式による調査を実施し、結果を集計することで、温室効果ガスがどれだけ削減できたか等の検証を行う。

1 6. 第3次五条川自然再生計画の策定・推進

委員：五条川の水質の向上や生態系の保全はとても大切であるが、これは岩倉市だけで実現できるものではない。上流の市や地域との連携は行っているか。

環境保全課：公害対策協議会というものがあり、五条川流域でそれぞれ基点を定めて連携した水質調査を毎年行っているし、公害対策会議において、水質改善のための取組みがあれば情報交換を行っている。なお、五条川でのお盆の精霊流しについては、環境保全の観点からご遠慮いただいている。

委員：水質調査はどのくらいの頻度で行っているか。また数値はどうなっているか。

環境保全課：頻度としては、尾張7市町では灌漑日と非灌漑日に、市独自では年2回実施している。県独自の調査も実施されている。数値としては、異常な数値ではない。川の水に顔を突っ込むことなどは禁止を徹底しているが、裸足で入って遊ぶ程度であれば問題ない。

1 7. 第2次地球温暖化対策計画の策定・推進

関連質疑なし

1 8. 第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進

委員：野焼きをしている人への注意喚起はどうしているのか。

環境保全課：野焼きは原則禁止となっている。パトロール中に見つけれればそのときに指導し、近隣の方からの連絡を受けた場合は当人のところに指導に伺っている。

委員：小牧岩倉衛生組合環境センターのごみ処理施設の更新に伴い、ごみの収集方

法が変わると思うが、ごみ袋の仕様変更の案内はまだない。買い溜めしている人もいると思う。また、ごみ袋の価格が変わらないというのはカルテルがあるのか。

環境保全課：仕様については、現在は市で定めた仕様になっているが、今後は小牧市と同様の仕様にする方向で考えている。

価格については、これまでは変動しないようすすめてきたが、価格カルテルの疑いというのは法令順守の観点から望ましくない。市はごみ袋の仕様だけ示し、価格は市場に委ねるというやり方に切り替えるべく進めている。

買い溜めについては、仕様変更後すぐにこれまでのごみ袋が使えなくなるということではない。

委員：可燃ごみの袋が小さい。もう少し大きくしてほしい。

環境保全課：これまでは袋の素材の強度や収集する作業員の負担を考慮して現状の大きさでやっていた。全国の自治体への調査で作業員にそれほど負担はないとの回答をもらい、仕様変更に伴って可燃ごみの袋を45リットルのサイズにすることを検討している。

委員：小牧市と同じ施設の炉でごみを処理するのだから、小牧市と一緒にその炉に適したごみ袋を検討し、それに準じれば自ずと袋の大きさは決まってくるのではないか。調査を行う必要はないのではないか。

環境保全課：小牧市と共通のごみ袋は検討している。ただし、法律の規定で、自治体で出たごみはその自治体が処理しなければならないことになっており、共通袋にすると市の境界付近ではどちらの市のごみかはっきりしないケースが出てくるおそれがある。そのため現在は、両市がそれぞれのごみ袋を使うということで落ち着いている。

委員長：ごみ処理施設に持っていくごみの量によって負担金の割合が変わってくる。ごみ袋を小牧市と共通にすると、岩倉市のごみかどうか分らなくなる可能性がある。

委員：どちらのごみか分らなくなるというのは小牧市の側も同じであり、そこはお互い様だから、それほど問題視して議論することではないと思う。

環境保全課：ごみ袋については、小牧市と統一できる部分は統一していきたい。

委員長：ごみは自治体の内で処理しなければならないというのが法の原則であり、負担金のこともあるため、どちらの市のごみなのか明確に分かるごみ袋を用意する必要がある。ごみ袋の大きさによって価格設定を極端に変えるなどの工夫を行っている自治体もあり、調査を行うことには意義があると思う。ガス化溶融炉は何でも燃やせるため、分別の意識が薄れるおそれがある。

環境保全課：循環型社会の形成・促進のため、分別の意識が後退しないよう取り組んでいく。

委員：小牧岩倉衛生組合環境センターのごみ処理施設の更新に伴い、ごみの収集方

法は変わるのか。パッカー車については民間委託を進め、直営のものは最終的に1台だけにすることになっているが、すべて民間委託にしたらどうか。

環境保全課：収集方法は変える方向で検討を進めている。曜日によって収集するごみの量が偏っているため、平準化を図っていく。パッカー車の民間委託については、まだ結論が出ていない問題もあり、いただいた意見を参考に検討していく。

19. 調査結果の公表

関連質疑なし

⑤危機管理課

危機管理課職員から資料に基づき説明があった。

69. 業務継続計画（BCP）の策定

委員：今年度中の策定は可能なのか。進捗状況と具体的な進め方は。

危機管理課：策定できるよう進めている。現在は、どの程度の地震を想定して計画をつくるか検討している段階である。災害時の職員の動き方のマニュアル作成をはじめ、今ある資源で何ができるかというところからスタートし、計画策定を進めていく。今年度策定したもので完成ということではなく、次年度以降検討を加えてレベルの高いものに仕上げていく。

委員：策定する上で、国からベースとなるようなものはもらっていないか。

危機管理課：内閣府から手引書のようなものをもらっている。

委員：BCPについて国がガイドラインを出してから時間が経っている。時期としては計画策定を終えて検証の段階に入ってもおかしくないように思うが、今の時期に計画策定の話が出てくるのは動きが遅いのではないか。

危機管理課：BCPは本来あらゆる災害に対応できるものでなければならないが、国は災害ごとに指針を示している。国によって示されたのは地震発災時における指針であるため、市ではそれ以外の災害にも対応できるような計画策定を考えている。

委員長：市は災害発生時にどういう体制をとるかについての備えはあるものの、業務継続という観点からはまとまったものを作っていないのは確かである。

危機管理課：災害発生時に優先して行う業務の選出までには至っていない。

70. 民間企業（福祉施設を含む）等との災害時応援協定の締結

委員：備蓄というのは何がどのくらいなのか。

危機管理課：人口の1割の1日分の食料等を備蓄していく。愛知県の南海トラフ地震に関する被害予測を見ても、岩倉市の被害は比較的小さい。もともと、直下型の地震等で大きな被害を受けることもあり得る。市民には、公助に頼るだけでなく自助

の重要性を理解してもらい、普段からの備えをしてもらいたい。

委員：備蓄品については、期限が到来したら捨てるというのではなく、何か他に流用して活かせるよう考えてほしい。また、協定はいざというときに助けてもらえるところと結ぶべきだと思うが、遠方から本当に助けに来られるのか。協定を結ぶ際、具体的に支援を受けられるかどうかを考える必要がある。

危機管理課：備蓄品について、飲料水等は期限が迫ると市の防災訓練で参加者に配布し、入れ替えをしている。協定については、南海トラフ地震による被害を受けにくい位置にあるということで、福井県大野市や宮城県岩沼市と締結しているが、締結して終わりとは考えていない。

委員：民間企業との災害時応援協定の締結というのは、いくつの事業所との締結が目標なのか。

危機管理課：いくつという目標はない。締結が必要であれば、できるところから協議を行い締結していく。毎年2つくらいの事業所と協定を締結できればいいと考えている。

委員：できるところからということではなく、協定を締結した事業所から提供を受けたい物品とその量を決めた上で、それを満たせるよう協定を締結していくというように目標をたてるべきである。

危機管理課：災害時は協定の締結先の事業所も被災するため、この事業所からはこれだけの提供を受けると決めるのは難しい。また、既に締結した協定によって災害時に必要となる物資の確保は一定水準を達成している。その上で、更なる物資の提供を受けられるようにしようということで協定の締結を進めている。

委員長：これまでの経緯や現状等を記載しておく必要がある。

委員：協定の締結先と提供を受ける物品を記載した一覧表を委員に配布するとよい。

危機管理課：現在の時点で27の協定を結んでいる。後ほど資料を提出する。

⑥市民窓口課

市民窓口課職員から資料に基づき説明があった。

4. 日曜市役所の実施日の拡大

関連質疑なし

5. 総合窓口の改善

委員：市役所1階に総合案内はあるが、困っている市民に職員の側から声を掛けて案内することがないように思う。職員の方から積極的に市民に声を掛け、案内する体制が欲しい。

市民窓口課：市民が困っている様子ならすぐに案内するよう心掛けているが、100%

声掛けをするのはなかなか難しいところである。総合案内とも連携し、できる限り声掛けを行っていききたい。

委員：カウンターが高い。場所も悪いと思う。

市民窓口課：総合窓口という形態を採っており、立ちカウンターの証明窓口を採用しているためカウンターが高くなっている。場所が悪いという意見は参考にしたい。

67. ジェネリック医薬品の推奨

委員：ジェネリック医薬品を選択することには何のデメリットもないように思う。

ジェネリック医薬品を希望しない人に意思表示をしてもらい、それ以外の人にはすべてジェネリック医薬品を使うという形にすることはできないか。

市民窓口課：ジェネリック医薬品の使用には本人の意思表示が必要とされている。

委員：ジェネリック医薬品がどういうものか分からず、なかなか切り替えられない人もいる。ジェネリック医薬品への切り替える人はどれくらいいて、医療費の削減効果はどのくらいあるのか。

市民窓口課：これまでジェネリック医薬品に関する記事を広報に掲載する等してきた。今後も周知を図っていききたい。また、389人の通知対象者のうち平成25年12月調剤分までで切り替えた方は、累計で13人。88,000円の削減効果があった。